

土佐硯の里



三原小学校入学式、教室で先生の話を受く新1年生



もくじ CONTENTS

議会だより	2
平成25年度当初予算の概要	8
新規採用者	12
第56回金婚式夫婦祝福式典	14
農業委員会だより	15
国民年金学生納付の特例手続き	17

人口と世帯数

(平成25年4月30日現在)

総人口	1,711人
男	821人
女	890人
世帯数	792世帯

議会だより

平成25年 6月 1日

発行：三原村議会 編集：議会広報委員会

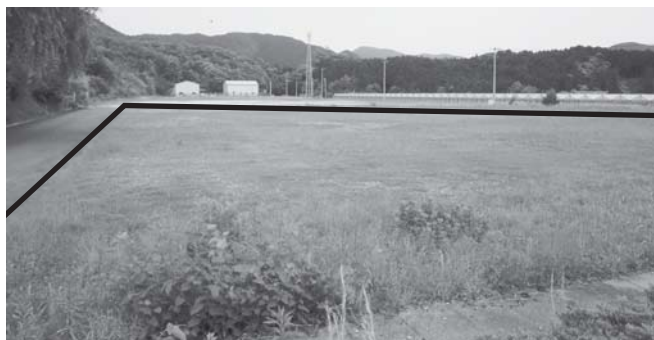
3月定例会

- 村長行政報告 ①ページ
- 村政のここが聞きたい・一般質問 ②ページ
- 3月定例会議案審議 ③～⑤ページ

村長行政報告

近い将来発生が予想される南海地震等に備え、庁舎の耐震補強及び大規模改造工事を行う。4月30日から10月14日まで、役場機能を農業構造改善センターに移す。

次に村直営で太陽光発電所を宮ノ川星ヶ丘団地内に設置する。想定出力9百87kw時、年間発電量98万kwを想定している。四国電力への年間売電収入は4千2百万円を思案し、総事業費は約3億5千万円を見込み、13年度一般会計当所予算に用地取得費8千2百80万円を計上した。早ければ5月にも着工し、13年中の稼働を目指す。



メガソーラー建設予定地

一般質問

質問 杉本和平



定住住宅について

平成23年12月定例議会に置いて、村の間伐材を使い村内の大工で住宅を建設するという事であったが一年以上経過しても事業の進展がない。早く住宅を建てて欲しいと多くの要望がある。将来の三原村を担っていく若者に住宅を提供する事が必要ではないか事業が進まない理由を問う。

答弁 杉本村長

平成25年度には大型事業が予定されており財政的に非常に難しいと考えている。平成26年度以降に取り組む事となる。

答弁 田辺産業建設課長

平成25年度にはメガソーラー・庁舎改修工事を執行するため村単独事業は出来ない。この件については産業建設委員会と継続して協議をしていく。

質問 横本行雄



介護保険の利用料減免について

土佐清水市では所得制限はあ
るものの、利用料の減免を実施
している。本村も利用料の減免
を実施するつもりはないか伺う。

答弁 杉本村長

介護保険の利用者負担の軽
減については、国の特別対策に
よる軽減措置として、介護保険
サービスの利用者負担の軽減
等を目的として補助金要綱を
制定している。又介護保険法で
は一定の負担額を超えた分に

ついて、その超えた額について
支給する制度があるので、減免
は考えていない。

質問

防災対策について

今世紀前半にもおこると言
われている大地震について、道
路の欠壊、家の倒壊等が予想さ
れるが食料、水等の確保も村で
行うべきではないか伺う。

答弁

最悪予想される震度6強の
地震がおこれば村の大部分の
家屋は倒壊が予想される。

各自で3日分の食料を確保
していれば助け合えると思う。
又行政で確保するもの、部落で
確保するものさび分けをす
る必要がある。いずれにしろ自
分の命は自分で守る考えで対
処してほしい。

質問

副村長の姿勢について

副村長が大月町長選挙に出
馬する為、辞表を提出した後、
2日程たって辞表を撤回した

と聞くが公職に携わる者とし
て軽率ではなかったか、村民に
対しても、職員に対しても責任
ある態度を取ってほしいが副
村長の考えを聞く。

答弁 津野副村長

大月町の方から町長選挙に
立候補の要請があり立候補す
る予定で検討し退職願を村長
に郵送したが、三原村でお世話
になっていたので、熟慮した結
果自分の判断により、立候補し
ない結論に達した。今後につい
ては任期満了まで三原村の為
に頑張る。

質問 藤本節雄



行政組織の機能について

副村長が自席に居るのが少
ないと思うが、行政の組織は機
能しているか、又決裁等の滞り
はないか、村長に伺う。

答弁 杉本村長

組織は機能しており、又決裁
についても滞りは無い。

質問

住民が副村長に用事があつ
て役場に行つてもいつもいない、
職員に聞いても行き先がわか
らない、との事である。副村長
は教育委員会の事務局にいる
のをよく見かけるが村長部局
でもない委員会へ度々出向い
ていかなければならないほど
用事があるとは思えない。用事
があれば職員に来てもらつて
話を聞く方がよいと考えるが、
副村長の考えを伺う。

答弁 津野副村長

委員会だけでなく住民課に
も度々行つて居る。どこの課と
いう事でなく出向いて行つて
話を聞いている。私は出向いて
行けば職員全員の話が聞ける
し来てもらうのは私のタイプ
ではないが、今後は出来る限り
両方でやって行く。

● 幡多西部消防組合規約の一
部を改正
全会一致 可決

● こうち人づくり広域連合規
約の一部変更
全会一致 可決

● 幡多広域市町村圏事務組合
規約の一部変更
全会一致 可決

● 三原村福祉医療費の助成に
関する条例の一部を改正
全会一致 可決

● 三原村新型インフルエンザ
等対策本部条例を制定
全会一致 可決

● 三原村指定地域密着型介護
予防サービスの事業の人員
設備及び運営並びに指定地
域密着型介護予防サービス
に係る介護予防のための効
果的な支援の方法に関する
基準を定める条例を制定
全会一致 可決

●三原村指定地域密着型サービス
の事業の人員、設備及び
運営に関する基準を定める
条例を制定

全会一致 可決

●三原村農業構造改善センタ
ーの設置及び管理に関する
条例の一部を改正

全会一致 可決

●三原村営住宅の整備に関す
る条例を制定

全会一致 可決

●三原村道路の構造の技術的
基準及び道路に設ける道路
標識の寸法を定める条例を
制定

全会一致 可決

●三原村高齢者・障害者等の移
動等の円滑化の促進に係る特
定道路の構造、特定公園施設
の設置及び信号機等に関する
基準を定める条例を制定

全会一致 可決



役場の仮庁舎を農構センター大ホールとしています。

●三原村布設工事監督者の配
置基準及び資格基準並びに
水準技術管理者の資格基準
に関する条例を制定

全会一致 可決

議案審議

●平成24年度三原村一般会計
歳入歳出補正予算

既決額に1億8百31万7千
円を追加し22億5千5百44万
9千円とする。

全会一致可決

質疑 沖六海

土木費の繰越理由について。

平成24年度計画で用地が未解
決で繰越となった事業もある。
用地が未解決で発注すればそ
の事業の目的が達成できない。

平成24年度分の交付金は全体
の中でどの様に割り振りして
もかまわない。用地が解決し
ない場合、ほかに用地解決済
みの所や計画のあるところに
予算を回す考えはないか。

質疑 武内茂充
中学校特別支援学級増築外
工事の総事業費はいくらか。事
業費はいくら減額になったのか。

答弁 沖本教育次長
総事業費は4千7百万円。支

●平成24年度三原村農業集落
排水特別会計歳入歳出補正
予算

既決額に1百87万2千円を追

答弁 田辺産業建設課長

国の指導で前倒し発注した
部分が主であるが、用地未解
決分もある。基本的には用地
が解決してから発注すべきだ
がその様に行かない所もある。
今後は繰越の年度途中で判断
し他の箇所にも流用するように
考えて行く。

出総額は3千8百86万円。8百
13万円の減額である。
全会一致 可決

●平成24年度三原村国民健康
保険診療所特別会計歳入歳
出補正予算

全会一致 可決

質疑 田村清廣

星ヶ丘の住宅建設用に建築材
料を準備していたと思うが、
一部は中学校に使ったけれど
も、残った製品はどの様に活
用するのか。

●平成24年度三原村国民健康
保険診療所特別会計歳入歳
出補正予算

全会一致 可決

答弁 杉本村長

現在ある在庫についてはU
Iターン促進支援宿泊施設に
活用する。

●平成24年度三原村簡易水道
特別会計歳入歳出補正予算

既決額から2百46万3千円
を減額し6千6百99万5千円
とする。
全会一致 可決

加し3千4百30万7千円とする。

全会一致 可決

答弁 武内住民課長

入札減の金額は予測し難いが、来年以降検討する。

答弁 今西総務課長

例規集は情報公開のためにデ
ータで管理すべきと考えている。

累計の黒字を目標にしている。

支援型地域雇用創出事業の一
部をそれぞれ削除する。

●平成24年度三原村介護保険

特別会計歳入歳出補正予算

既決額から8百50万2千円

を減額し2億4千3百42万4

千円とする。

全会一致 可決

答弁 田辺産業建設課長

平成27年に50haになる見込

●平成24年度三原村後期高齢
者医療特別会計歳入歳出補

正予算

既決額から59万2千円を減

額し2千4百10万8千円とする。

全会一致 可決

抄状況を問う。

シカ被害は対策協議会以外

で柵を設置できないか。

質疑 沖六海

村有林収入間伐の委託料が

高額ではないか。

森林総合生産のクヌギの薬

品として販売するための調査

研究は、村の担当職員で十分

対応できる。

修正動議③ 藤本節雄

三原村森林総合生産の全額

と村有林収入間伐の全額をそ

れぞれ削除する。

●平成25年度三原村一般会計

歳入歳出予算

予算総額を17億5千80万円

とする。

答弁 田辺産業建設課長

団地化の指導、相談はして

いるが、まだ実現できない。

答弁 田辺産業建設課長

材の価格を低く見積っている

ため、契約時に減額修正したい。

村有林収入間伐は収入どこ

ろか、村費を支出する事業に

なっている。

修正理由

クヌギは人工林で面積的に

少ないので必要なし。

質疑 武内茂充

一般廃棄物収集運搬の委託

料は、毎年大幅な減額になっ

ているが、予算を考慮すべき

ではないか。

シカ被害の柵は協議会で推

進したい。

質疑 沖六海

農業公社の採算性を含めた

将来計画を聞く。

住居問題が未解決のまままで委

託することはできない。

継ぎ足して実施すべきでない。

質疑 沖六海

三原村例規集は、以前の加

除式が予算的に良いのでは。

答弁 津野副村長

公社の収支は年間収支が平

成28年度に黒字、平成31年度に

修正動議② 武内茂充

三原村森林総合生産の全額、

村有林収入間伐の全額、起業

討論 大倉民雄

くくりわなについては、もう

少し様子を見るべきではないか。

修正理由

くくりわなは狩猟法に関係

する事業であり、素人が市販

している物以上のわなを製造

出来るとは到底考えられない。

修正理由

起業支援型地域雇用創出事

業は個人事業者に助成する新

事業にも関らず聞き取り調査

もなく、審査不十分と考える。

有害鳥獣被害対策捕獲用「く

くりわな」と三原村森林総合生

産の全額、村有林収入間伐の全

額、起業支援型地域雇用創出事

業の一部をそれぞれ削除する。

修正理由

村内のクヌギの量はごく少

量なので予算は必要ない。

村有林収入間伐は赤字間伐

になっており、計画し直すべ

きと考える。

業はネズミの被害の重大さと

産業振興面を考慮して今一度

支援すべきと考え、この2点

について修正案から除くべき

と考え反対。

討論 宮地 臣一

森林総合生産活動は執行部

の説明が不十分ではあるが新

規事業であるため削減に反対。

討論 川村 淳三

森林総合生産活動は事業内

容が不明瞭である。

収入間伐は収入が見込めな

い事業は実施すべきでない

と考え修正案③に賛成。

修正案①に賛成少数

修正案②に賛成少数

修正案③賛成多数可決

修正部分を除く原案

賛成多数 可決

修正の結果17億3千7百67

万6千円となる。

●平成25年度三原村国民健康

保険特別会計予算

予算の総額を2億8千7百

20万円とする。

全会一致 可決

●平成25年度三原村国民健康

保険診療所特別会計予算

予算の総額を4千6百10万

円とする。

全会一致 可決

●平成25年度三原村簡易水道

特別会計予算

予算の総額を5千7百90万

円とする。

質疑 横本 行雄

工事請負費で量水器更新事

業と、配水管布設替工事の実

施場所は。

答弁 田辺 産業建設課長

量水器は村円2百13ヶ所の

更新・配水管布設替は村道小

野駄場線である。

質疑 田村 清廣

統合簡水以前の水源地は使

用していないので撤去するの

か、非常用として管理するの

答弁 田辺 産業建設課長

補助事業で設置したので撤

去はできない。雑草刈払等の

管理は行う。

全会一致可決

●平成25年度三原村土地取得

特別会計予算

予算の総額を10万円とする。

全会一致可決

●平成25年度三原村農業集落

排水特別会計予算

予算の総額を3千40万円と

する。

全会一致可決

●平成25年度三原村介護保険

特別会計予算

予算の総額を2億3千7百

50万円とする。

全会一致可決

●平成25年度三原村後期高齢

者医療特別会計予算

予算の総額を2千4百30万

円とする。

全会一致可決

平成25年

第2回議会臨時会

議案審議

●三原村特別会計条例の一部を改正することについて

全会一致 可決

●工事請負契約を締結することについて

全会一致 可決

●土地の取得について

全会一致 可決

●平成25年度三原村一般会計歳入歳出補正予算

既決額に3億3千51万円を追

追加し、20億6千8百18万6千

円とする。

全会一致 可決

●平成25年度三原村電気事業

特別会計歳入歳出予算

予算の総額を3億3千8百

80万円とする。

全会一致 可決

平成25年

第3回議会臨時会

議案審議

●三原村税条例の一部を改正することについて

全会一致 可決

●三原村国民健康保険税条例の一部を改正することについて

全会一致 可決

●工事請負契約を締結することについて

全会一致 可決

三原村教育委員の選任同意

住所

三原村長谷1千2百41番地1

氏名

長谷公仁

(昭和44年8月7日生)

任期

平成25年4月10日

平成29年4月9日

全会一致同意

議会組織決まる

議長 大倉 民雄 **副議長** 宮地 臣一

議会運営委員会 ◎武内 茂充 ○藤本 節雄
宮地 臣一 杉本 和平 沖 六海

総務常任委員会 ◎武内 茂充 ○沖 六海
横本 行雄 川村 淳三 大倉 民雄

産業建設常任委員会 ◎藤本 節雄 ○杉本 和平
宮地 臣一 田村 清廣 沢良木 浩伸

広報委員会 ◎横本 行雄 ○杉本 和平
武内 茂充 田村 清廣 沢良木 浩伸

幡多西部消防組合議員 沖 六海

各委員会 ◎委員長 ○副委員長

常任委員会の動き

(1月～3月)

総務

1月21日
◎役場庁舎の耐震化の説明を受ける。
その後、中学校特別教室の視察、小学校体育館のLED照明、校庭の遊具の視察

◎集落営農について協議した。
んと意見交換をした。

2月5日
◎議員定数と報酬について

自然エネルギーに関する調査特別委員会

3月1日
◎3月議会対応について補正予算、25年度当初予算等説明を受ける。

3月1日
◎3月議会対応について補正予算、25年度当初予算等説明を受ける。

2月15日
◎メガソーラーの事業見積り、試算について精査した。

産業建設

1月10日
◎有害鳥獣被害対策捕獲用「くくりわな」事業について協議した。
◎ヌケル山作業道及び芳井キヤンプ場の整備状況を現地視察した。

3月1日
◎3月議会対応について予算等説明を受ける。

1月22～23日
◎集落営農先進地視察に同行した。
(広島県三次市)

2月6日
◎有害鳥獣対策について区長の皆さま



来栖野の村道に待避所が出来ました。

平成25年度当初予算の概要

一般会計の総額は、17億3,767万6千円で、前年度比7.7%の減となっています。減額の主な要因は、投資的経費の減によるもので、これは、国の平成24年度補正予算により社会資本整備総合交付金事業(村道改良事業)等を前倒して実施したことが影響しています。

また、国民健康保険などの特別会計を合わせると、24億2,117万6千円となり、この予算で平成25年度がスタートしています。

【会計別当初予算の状況】

(単位:千円)

区 分	平成25年度		平成24年度		増減額	増減率(%)
	当初予算額	構成比(%)	当初予算額	構成比(%)		
(1) 一般会計	1,737,676	71.8	1,883,500	73.9	△ 145,824	△ 7.7
(2) 特別会計	683,500	28.2	664,500	26.1	19,000	2.9
国民健康保険	287,200	11.9	295,100	11.6	△ 7,900	△ 2.7
国保診療所	46,100	1.9	47,200	1.9	△ 1,100	△ 2.3
後期高齢者医療	24,300	1.0	24,700	1.0	△ 400	△ 1.6
介護保険	237,500	9.8	208,500	8.2	29,000	13.9
簡易水道	57,900	2.4	58,600	2.3	△ 700	△ 1.2
農業集落排水	30,400	1.3	30,300	1.2	100	0.3
土地取得	100	0.0	100	0.0	0	0.0
合計(1)+(2)	2,421,176	100.0	2,548,000	100.0	△ 126,824	△ 5.0

【一般会計歳入】

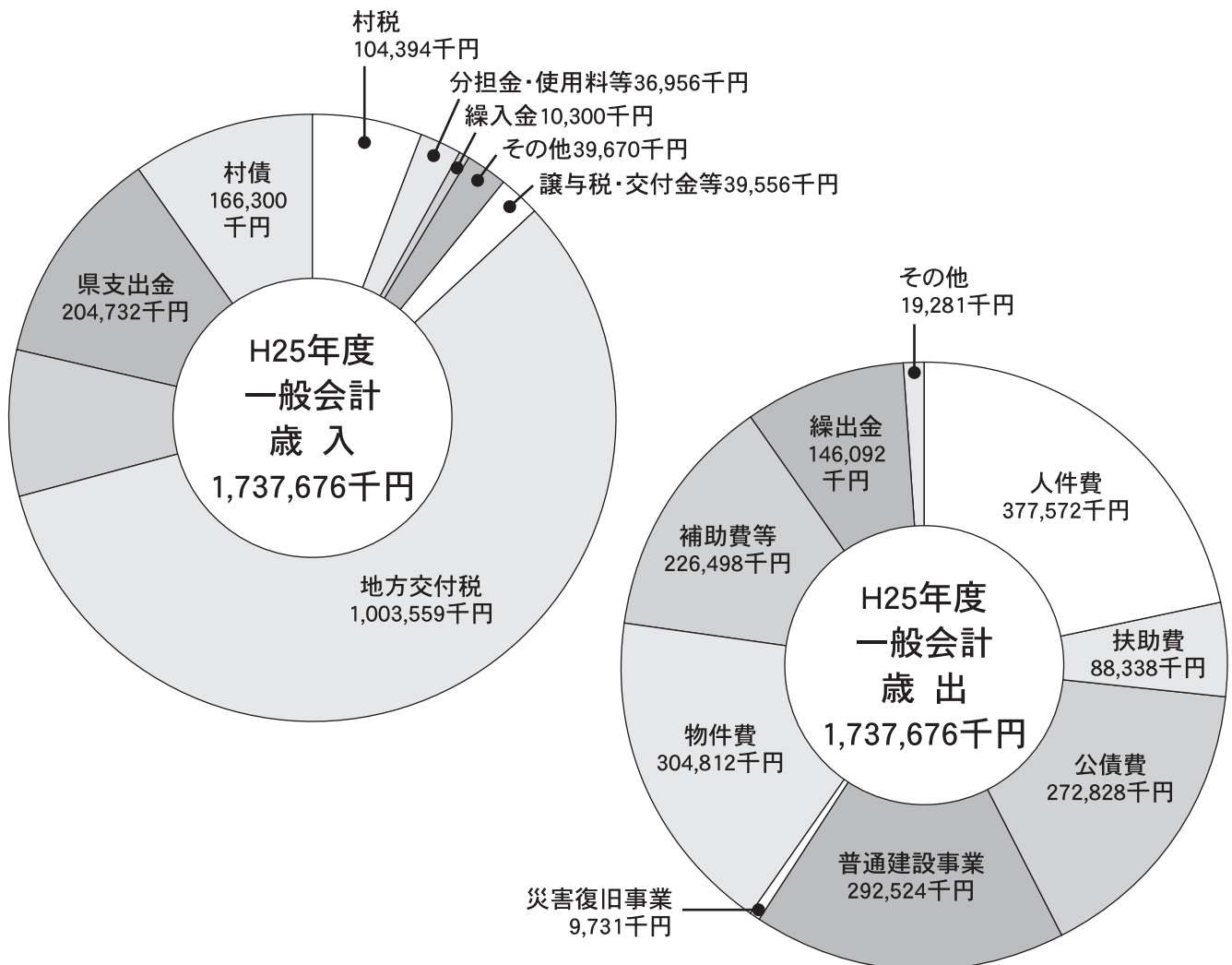
(単位:千円)

区 分	平成25年度		平成24年度		増減額	増減率(%)
	当初予算額	構成比(%)	当初予算額	構成比(%)		
(1) 自主財源	191,320	11.0	182,336	9.7	8,984	4.9
村 税	104,394	6.0	100,485	5.3	3,909	3.9
分担金・使用料等	36,956	2.1	27,926	1.5	9,030	32.3
繰入金	10,300	0.6	10,422	0.6	△ 122	△ 1.2
その他	39,670	2.3	43,503	2.3	△ 3,833	△ 8.8
(2) 依存財源	1,546,356	89.0	1,701,164	90.3	△ 154,808	△ 9.1
譲与税・交付金等	39,556	2.3	42,025	2.2	△ 2,469	△ 5.9
地方交付税	1,003,559	57.8	937,220	49.8	66,339	7.1
国庫支出金	132,209	7.6	281,368	14.9	△ 149,159	△ 53.0
県支出金	204,732	11.8	167,251	8.9	37,481	22.4
村 債	166,300	9.6	273,300	14.5	△ 107,000	△ 39.2
合計(1)+(2)	1,737,676	100.0	1,883,500	100.0	△ 145,824	△ 7.7

【一般会計歳出】

(単位:千円)

区 分	平成25年度		平成24年度		増減額	増減率(%)
	当初予算額	構成比(%)	当初予算額	構成比(%)		
(1)義務的経費	738,738	42.5	754,844	40.1	△ 16,106	△ 2.1
人件費	377,572	21.7	372,909	19.8	4,663	1.3
扶助費	88,338	5.1	87,078	4.6	1,260	1.4
公債費	272,828	15.7	294,857	15.7	△ 22,029	△ 7.5
(2)投資的経費	302,255	17.4	485,383	25.8	△ 183,128	△ 37.7
普通建設事業	292,524	16.8	409,383	21.7	△ 116,859	△ 28.5
災害復旧事業	9,731	0.6	76,000	4.0	△ 66,269	△ 87.2
(3)その 他	696,683	40.1	643,273	34.2	53,410	8.3
物件費	304,812	17.5	269,398	14.3	35,414	13.1
補助費等	226,498	13.0	213,498	11.3	13,000	6.1
繰出金	146,092	8.4	144,206	7.7	1,886	1.3
その他	19,281	1.1	16,171	0.9	3,110	19.2
合計(1)+(2)+(3)	1,737,676	100.0	1,883,500	100.0	△ 145,824	△ 7.7



(広報・庶務・無線放送・人事給与・職員研修・消費者行政・議案・条例規則・財産管理・文書收受発送・秘書・共済・互助会・退職手当・防災風水害)

(戸籍・住民登録・印鑑登録・受付・案内・応接)
(消防防災・消防団・防災無線管理、自主防災組織)

(財政計画・財務・予算)

(企画・情報企画・危機管理・区長会・法定外公共物の譲与・公園の管理運営・幡多広域市町村圏・統計・土地開発公社・交通安全・地籍業務)

(税務全般・土地家屋台帳・土地利用計画)

(民生委員・老人福祉・身体障害者福祉・知的障害者福祉・社会福祉団体関係・医療扶助・更生医療関係・行旅病人関係・旧軍人遺族援護関係・老人憩の家管理運営)

(介護保険全般・地域包括支援センター運営)

(生活保護・国民年金・保育所・代替バス・父母子福祉・児童福祉・児童手当・要保護児童対策地域協議会・DV問題関係・次世代育成支援関係)

(主任保育士)
(保育士)
(調理員)

(保健福祉全般・介護予防・包括的支援事業)

(福祉センター管理運営・人権啓発事業、教育委員会所管の教育事業の実施に関すること)

(人権対策の総合調整・人権擁護活動・団体の育成指導・災害救急医療活動・災害救助・保健衛生・幡西衛生処理組合・幡多広域市町村圏(清掃部)・廃棄物処理・公害対策・浄化槽・墓地)
(食品衛生・各種検診・予防接種・犬の登録等・食生活改善・健康づくり・乳幼児医療事務)

(後期高齢者医療・診療所管理)
(国民健康保険)

(医療看護業務・介護調査)
(医療看護業務・介護調査)

(商工観光・農業振興・畜産振興・経営構造対策)
(中産間直接支払い・水田農業確立対策・農業振興・こうち農業確立総合支援・山村振興・農業団体育成・村おこし対策・農地水環境保全向上対策・主要農産物の計画流通・農構センター管理運営・農業公社)

(林業振興・村有林管理・林道維持管理・有害鳥獣駆除・自然保護・農道維持管理・国営農地)

(公営住宅・簡易水道・地番崩壊対策)

(村道改良(トンネル)・道路・橋梁管理・公園整備・高知西南広域道路・農道舗装)

(公共土木災害・農業集落排水システム管理・農地農業施設災害復旧)

(予算の収支管理・決算・物品検収保管)

(議事録・調査・委員会・監査委員事務)

(農業委員会事務)

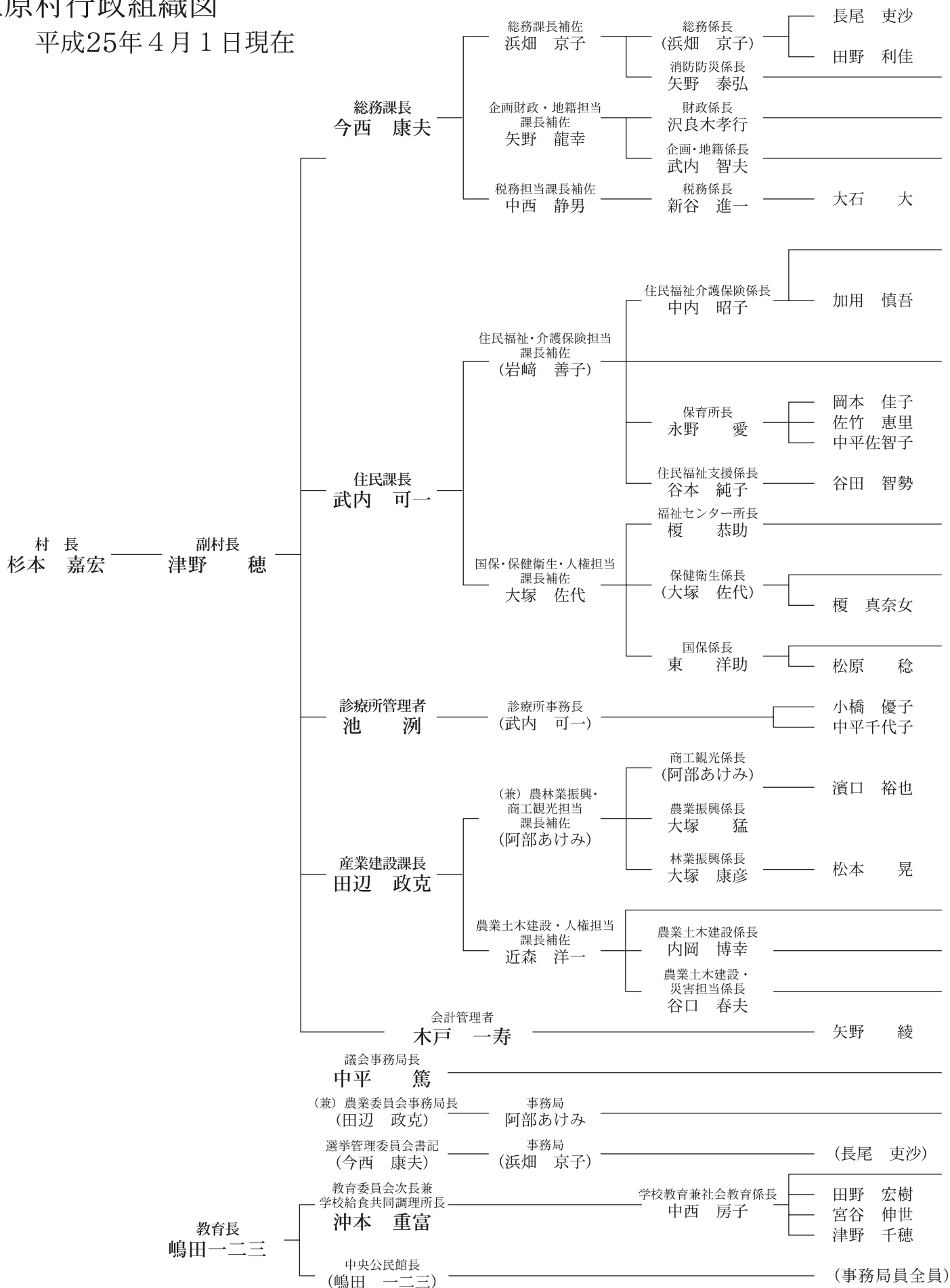
(選挙管理委員会事務)
(総務・統計・学校教育・学校給食事務)
(生涯学習・生涯スポーツ・文化財保護・人権教育)
(調理員)
(調理員)

公民館事業



三原村行政組織図

平成25年4月1日現在

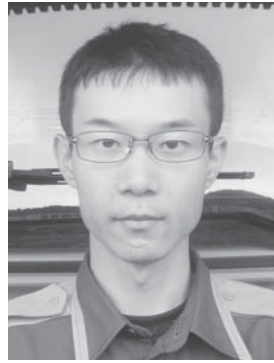


新規採用職員(消防)



奥田 聖矢
(おくだ せいや)

四月から三原分署でお世話になることになりました、奥田 聖矢です。大月町出身なので、三原村のことはまだわかりませんが、一生懸命頑張っていくように思いますので、どうぞよろしくお願ひします。



山沖 裕生
(やまおき ゆうせい)

今年度から三原分署でお世話になることになりました、山沖 裕生です。

今は消防学校に入校しており、九月までは三原村で勤務することはできませんが、必要な知識・技術・体力を身につけ一人前の消防士として帰ってきたいと思しますので、どうぞよろしくお願ひします。

教職員(転入)



松本 一彦
(2年生担任)



前田 福水
(1年生希望)



中越 麻衣
(1年生担任)



大塚 明人
(教 頭)



岡村 一恵
(主任)



宮崎 麻子
(養護教諭)



北峯 和永
(3年生担任)



高橋 佳奈
(2年生副担任)

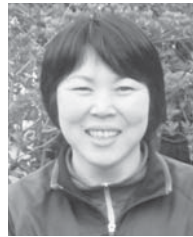
中学校

小学校

学習支援員



大塚 真帆



東 幸美
(2年生担任)



山本 知左
(教 頭)



山下 晃司



岡村 幹
(養護教諭)



藤倉 千秋
(3年生担任)

よろしくお願ひします。

三原村教育委員会だより

三原村の未来を担う子どもたちを
育てるために……

道徳教育を推進します



～笑顔とあいさつ日本一の村づくり～

高知県教育委員会から指定を受け、道徳教育地域連携事業を推進します。これまで学校が取り組んできた道徳的実践活動を、学校・家庭・地域が連携する中で進めることになりました。この事業を受けることで、三原村がどんな村に発展するのか！どんな子どもたちを育てたいのか、大人もどんな生涯を過ごしたいのかそれぞれが自分に問いかけ、希望のある村づくりをめざすものです。

教育行政の柱を「笑顔とあいさつ日本一の村」とし、「いつでも・どこでも・心から」あいさつ運動を推進します。この運動が村全体に広がるよう、村民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先 三原村教育委員会

TEL 46-2559

道徳の授業を参観しませんか

小中学校の道徳の授業を公開します。

地域のみなさんに道徳の授業を公開し、子どもたちの様子や授業内容を参観していただくことにしました。次の日程により公開しますので、多くのみなさんの参加をお待ちしています。



三原中学校 6月16日(日)
14:25～15:15

三原小学校 6月23日(日)
13:20～14:05



*事前申し込みは不要ですので、当日、直接学校へお越しください。

高知県では、教育委員会及び高知労働局と連携し、新規高等学校卒業予定者の就職支援を積極的に行っています。

採用を予定されている事業所におかれましては、これからの本県を支え、担うことが期待される新規高等学校卒業予定者の積極的な採用と、できるだけ早い時期にハローワークへ求人票を提出いただきますようご協力をお願いします。

お問合せ先 高知県雇用労働政策課

就業支援担当 TEL 088-823-9766



「第56回 金婚夫婦祝福式典」の



今年も「9月1日」の佳日に県内6会場で、高知新聞社、RKC高知放送・高知新聞社会福祉事業団の主催によります金婚夫婦祝福式典が下記の要領により実施されます。

参加を希望する方は、三原村住民課まで申し込んでください。

資 格	昭和38年1月1日から同年12月31日までに婚姻届をしている高知県在住のご夫婦 (それ以前の届出でも初めて申し込む方は可)
申し込み方法	ご夫婦の「戸籍抄本」を添えて、三原村住民課まで申し込んでください。
申し込み期限	平成25年6月20日(水)
式典日時等	9月1日(日)午後2時開始 四万十市(新ロイヤルホテル四万十)
問 合 せ 先	三原村住民課(電話46-2404) 又は (株)高知新聞企業 事業企画部内「金婚式」係 (電話088-825-4328)

税務係からお知らせ

村県民税 1期分
7月1日 納期

固定資産税 2期分
国民健康保険税 1期分
7月31日 納期

よろしくお祈いします。



農地法第3条について

農地法第3条は、耕作者の地位の安定と農業生産力の向上を図るとともに効率的な農地等の利用を促進するために、農地等についての権利の移転又は設定について制限を加えています。

農地法第3条による基準許可

農地法第3条第2項1号～7号に該当する場合は許可できません。

- 権利を取得しようとする者が、権利取得後において耕作に供すべき農地のすべてについて、効率的に耕作すると認められない場合
- 農業生産法人以外の法人が権利を取得しようとする場合
- 信託の引受けにより権利が取得される場合
- 権利を取得しようとする者またはその世帯員等が、その取得後において行う耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合
- 権利取得後において耕作等の事業に供すべき農地の面積が、三原村農業委員会で定めた「下限面積(30a)」に達しない場合
- 所有権以外の権限に基づいて、耕作等の事業を行う者がその土地を貸付け、または質入れしようとする場合
- 権利取得後において行う耕作等の事業の内容、位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれのある場合

※上記は、農地法第3条第2項1号～7号の抜粋のため詳細は農地法でご確認下さい。

農地法第3条の許可を必要としないもの

(※ただし、農業委員会に届出が必要となりました！！)

相続(遺産分割及び包括遺贈を含む)
時効取得
法人の合併・分割 等

※平成21年12月15日施行の農地法の一部改正に伴い、相続などにより農地を取得した場合には、農業委員会への届出が必要となりました。

(農地法第3条の3第1項)

※届出をしなかったり虚偽の届出をした場合、10万円以下の過料に処せられることがあります。

(農地法第69号)



遊休農地をなくしましょう！

農地を転用する場合や、農地でお困りのことなどありましたら、お気軽に各地区の農業委員にご相談ください。

農業委員会事務局：三原村役場内 ☎46-2111

農業委員会だより

三原村農業委員会

平成25年6月

農業委員会への申請書等の提出は、毎月15日までをお願いします。

6月は、高知県の『男女共同参画推進月間』です

高知県では「高知県男女共同参画社会づくり条例」の中で、毎年6月は『男女共同参画推進月間』と位置づけられています。皆さんのまわりでも、普段は意識していないところで、男女共同参画は存在しています。

◎「男女共同参画」とは

男だから、女だから、といった固定的な考えにとらわれなくて、お互いに社会の対等なパートナーとして認め合い、自分の意思と責任で、自由に生き方を選べる社会を目指すことです。

◎身近なところで、「男女共同参画」

たとえば、こんなことが男女共同参画に繋がっています。

(1) 家庭で

最近では、結婚後や出産後も仕事を続ける女性が増えています。しかし、外で働くのは男性の仕事、家の中のことは女性の仕事、と考えている人はいませんか。

例えば、お母さんが仕事で遅くなる日はお父さんが早く帰ってきて家事をしたり、休日には、家族みんなで分担して協力し合い、母親だけに家事や育児の負担を背負わせないようにしましょう。

(2) 職場で

近年では、子育てを楽しみたい、協力したいという男性も増えています。

子どもの授業参観や学校等の行事に参加するために、あるいは、子どもが熱を出したと保育所から連絡があったときなど、安心して休めるような職場環境や雰囲気づくりも男女共同参画への大事な一歩です。

男性の育児休暇取得の推進や、企画会議などの意思決定の場に女性も男性も参加し、お互いの意見を出し合って反映できるようにすることは、社会全体として取り組むべきことです。

まずは、あなたの身の回りの男女共同参画について、いつもより少し目を向けてみませんか。

男女共同参画に関するお問い合わせはこちらまで
高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課(088-823-9651)
こうち男女共同参画センター「ソール」(088-873-9100)

出張年金相談開設のお知らせ

幡多年金事務所の職員が、年金に関するご相談をお受けします。

- 開設日：平成25年6月20日(木曜日)・平成25年9月19日(木曜日)
- 開設時間：午前10:00～午前12:00まで
- 開設場所：三原村保健センター 機能回復訓練室

○相談時に必要なもの

- 年金手帳 ●年金証書 ●その他日本年金機構から交付された文書

※代理の方が相談に来られる場合は、併せて**委任状と写真付きの身分証明書等(運転免許証推奨)**が必要です。

委任状が必要な方は三原村住民課(46-2404)までお問い合わせください。



国民年金の保険料納付が困難な学生は 学生納付特例の手続を

学生納付特例の対象者は？

日本国内に住むすべての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生に対しては、申請によって在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

学生とは？

学生納付特例でいう学生とは、大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する学生で、夜間・定時制課程や通信課程の学生も含まれます。なお、私立の各種学校については、修業年限が1年以上の課程の場合は都道府県知事の認可を受けた学校に限り、また海外大学の日本分校については文部科学大臣が個別に指定した課程に限りです。

所得基準は？

学生納付特例には所得基準があり、本人の所得が次の額以下の場合に対象となります。

118万円＋扶養親族等の数×38万円＋
社会保険料控除等

申請者本人のみの所得をみるため、本人以外の家族の所得は問いません。

年金との関係は？

老齢基礎年金を受けるためには、原則として保険料の納付済期間(保険料免除期間を含む)が25年以上必要です。学生納付特例の承認を受けた期間は、この老齢基礎年金の受給資格期間に含まれます。ただし、老齢基礎年金の年金額の計算対象となる期間には

含まれません。

また、学生納付特例制度の承認を受けていれば、その期間は、保険料納付済期間と同様に障害基礎年金の支給要件となる対象期間に含まれます。

申請書の提出先は？

申請書の提出先は、住民登録している市区町村の窓口です。

また、平成20年4月から、在学する大学等の窓口でも申請手続ができるようになりました。

大学等の窓口で申請手続を行うためには、在学する大学等が学生納付特例事務法人の指定を受けている必要がありますので、よく確認してください。

必要な添付書類は？

- ・ 年金手帳
- ・ 学生等であることを証明する書類 (在学証明書または学生証などの写し)。ただし、申請手続を行う際に市区町村役場の窓口で直接これらを提示する場合は添付の必要はありません。
- ・ 前年所得の状況を明らかにすることができる書類
- ・ 退職(失業)した人が申請を行う場合は、退職(失業)したことを確認できる書類 (雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の写し)

申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害については、障害基礎年金を受けることができない場合もありますので、注意してください。

【お問合せ先】 住民課(保健センター内)

46-2404



高知県からのお知らせ

第2期高知県産業振興計画では、『移住促進』を計画の新たな柱に位置づけ、地域や経済の活性化に向けて挑戦します。

<移住促進の主な強化策>

- ◎多くの方に高知ファンになっていただく
⇒高知県全体をイメージできるキャッチコピーを作成し、統一感のあるプロモーションを展開
- ◎高知への移住に関心を持っていただく
⇒「仕事(役割)、住む場所、趣味」を組み合わせて検索できる『幸せ移住パッケージシステム』を県のポータルサイトで提供
- ◎移住を決断いただく
⇒県の「移住・交流コンシェルジュ」や市町村の専門相談員の充実、地域移住サポーターの普及によるサポート体制を強化
- ◎移住に関する詳しい情報は、県の移住に関するポータルサイトをご覧ください。

【お問い合わせ先】 高知県地域づくり支援課移住促進室(TEL:088-823-9755)

森林所有者の方へ

平成25年度から国の方針により、森林の間伐等を行う際、森林経営計画に参画しておかなければ、補助金の対象とならないことになりました。

◀ 森林経営計画制度とは ▶

森林経営計画制度は、森林所有者または森林の経営の委託を受けた者が、面的なまとまりを持った森林を対象に、単独または共同で森林の施業や路網整備、森林の保護等に関する5年間の計画を作成し、市町村長等の認定を受ける制度です。森林経営計画を作成すると、様々な支援措置を受ける事ができ、費用負担を減らし、計画的に森林の手入れを進めることができます。

◀ 森林経営計画の概要 ▶ 森林経営計画に参加するには、2つの方法があります。

共同で計画を立てる(属地計画)

複数の森林所有者が集まって林班または隣接する複数林班の2分の1以上の面積規模の森林を取りまとめ、共同で計画を立て、共同で認定を受けます。

森林組合などに委託する(属地計画)

森林組合、林業企業体などの森林の経営の受託者の呼びかけに応じて、森林の経営(施業及び保護)の実施を委託します。林班または隣接する複数林班の2分の1以上の面積規模の森林を取りまとめ、計画を立てて認定を受けるのは森林組合や林業事業体などです。

森林経営計画を樹立させるためには、その他さまざまな取り決まり事項があります。
詳しくは三原村森林組合(☎46-2436)までお問い合わせ下さい。

森林環境税について

個人県民税(均等割年額)1,500円には、森林環境税500円が含まれます。

森林環境税は、「森林環境の保全」のための事業や「県民参加の森づくり」を進めるための事業等に活用されます。

お問い合わせ

- 税に関するお問い合わせ先
高知県総務部税務課 ☎088-823-9308
- 使途に関するお問い合わせ先
高知県林業振興・環境部
林業環境政策課 ☎088-821-4586

第14回 幡多ふれあい医療公開講座

平成25年6月16日(日) 13:00開場、13:30開始
宿毛市立宿毛文教センター

- #1 近年の食中毒の傾向とその対策について
幡多福祉保健所
衛生環境課食品保健担当チーフ 楠瀬 賀之
- #2 熱中症について
幡多けんみん病院 院長 橘 壽人

特定健診結果 報告会のお知らせ

5月15日、16日に受診していただいた特定健診の結果の報告会を下記の日程で開催します。都合のよい時間においでください。当日は、栄養士さんの相談も予定していますので、ぜひ食事に関するお話を聞いてみてください。

日 程：平成25年6月17日(月)
9:30~10:30
13:30~14:30
場 所：三原村農業構造改善センター



問い合わせ先

三原村住民課 ☎46-2404
保健師：谷本・谷田

森林所有者の
皆様へ

ご存じですか。平成25年度の間伐事業等の支援制度

施業を集約化し、間伐等をする場合の補助事業

■造林事業(国庫事業) 下表以外の作業種…再造林、鳥獣害防止施設、下刈、森林作業道等

区分	作業種	対象林齢	作業内容	事業規模	伐採率	補助要件等	補助率
森林環境 保全直接 支援事業	間伐	～60年生 ※標準伐期齡の 2倍以下の林齢	不用木の除去、不良木の 淘汰、搬出集積	0.1ha以上/施行地 ①森林経営計画に基づく場合森林 経営計画ごとに間伐・更新伐の施 行地面積の合計が5ha以上で平均 搬出材積が10m ³ 以上 ②森林経営計画又は特定間伐等促 進計画に基づく場合 集約化実施計画ごとに間伐・更 新伐のそれぞれにおいて施行地面 積の合計が5ha以上で平均搬出材 積が10m ³ /ha以上	30%	下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①森林経営計画の認定を受けた者。 ②森林経営計画の認定を受けた者、かつ集約化 実施計画の対象森林。 ③特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体 に位置付けられた者、かつ集約化実施計画の 対象森林。 ・②については、H25年度に限る。 ・いずれも事前計画の提出が必要。 (森林作業道の計画を含む)	68%
	更新伐	～90年生	不用木の除去、不良木の 淘汰、支障木やあばれ木 等の伐倒、搬出集積				
	除伐等	～25年生 (除伐A・B1) 林齢制限なし (除伐B2)	A : 下刈が終了後した人 工林で行う、不用木の除 去、不良木の淘汰 B1: 不良木の淘汰(初回 間伐に限る。) B2: 育成しようとする樹 木の胸高直径の平均が18 cm未満の不良木の淘汰	0.1ha以上/施行地	A 規定無 B1・B2 30%	下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①森林経営計画の認定を受けた者。 ②森林経営計画の認定を受けた者、又は 寄付や分収契約解除等により公有林化した森 林で実施した場合に限る。 ③特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体 に位置付けられた者。 ・②については、H25年度に限る。	
環境林 整備事業	間伐	～60年生	不用木の除去、不良木の 淘汰	0.1ha以上/施行地	30%	下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①県・市町村(ただし、事業主体が自ら所有する 森林以外で森林所有者と締結した場合、又は 寄付や分収契約解除等により公有林化した森 林で実施した場合に限る。) ②森林整備法人、森林組合、森林法施行令第11条 に定める特定非営利活動法人等(ただし、事業 主体が自ら所有する森林で実施することを除 くこととし、地方公共団体及び森林所有者と 協定を締結した場合に限る。)	保安林又は市町 村森林整備計画 に規定する公益 的機能が高い森 林(72%) その他(36%)

※森林経営計画の対象森林に限る。

■森林整備加速化・林業再生事業(国庫事業) 下表以外の作業種…路網整備

作業種	対象林齢	作業内容	事業規模	伐採率	補助要件等	補助率
間伐	林齢制限なし	不用木の除去、不良木の淘汰、 搬出集積	0.1ha以上/施行地 事業を実施する施行地面積の 合計が0.1ha以上で平均搬出 材積が20m ³ /ha以上	30%	県及び地域協議会の構成員のうち、下記の①、 ②の条件を満たしていること。 ①集約化実施計画の対象森林。(事業主体は集約 化実施計画を作成すること。)ただし、森林経 営計画の認定を受けた者が、同計画の対象森 林において事業実施する場合は、この限りで ない。 ②森林経営計画を策定するよう努めること。	65%

自分で自分の山を手入れをする場合の補助事業

■緊急間伐総合支援事業(県事業) ●公益林保全整備事業【森林環境税】 下表以外の作業種…路網整備(500～1,500円/m) 申込先→市町村

作業種	対象林齢	事業名	事業規模	伐採率	補助要件等	補助率
間伐	11～45年生	公益林保全整備事業(保育間伐)	0.1ha以上/施行地	30%	保安林又は市町村森林整備計画に規定する 公益的機能が高い森林で集約化が困難な森林 国庫補助事業の対象とならない森林	定額 80,000円/ha
	31～60年生	森林整備支援事業(搬出間伐)				定額 183,000円/ha

■自伐林家等支援事業(県事業) 下表以外の作業種…路網整備(500～1,500円/m)、小口素材搬入支援(2,000～6,000円/m³) 申込先→森林組合

※小口素材搬入支援については、小数量で出せなかった間伐材を森林組合が森林所有者に代わって回収、販売、精算してくれます。

作業種	対象林齢	事業名	事業規模	伐採率	補助要件等	補助率
間伐	11年生～	森林整備支援事業(保育間伐)	0.1ha以上/施行地	30%	国庫補助事業の対象とならない森林	定額 80,000円/ha
	31～60年生	森林整備支援事業(搬出間伐)				定額 183,000円/ha

■みどりの環境整備支援交付金(県事業)【森林環境税】……造林事業への高上げ

作業種	対象林齢	補助要件等	補助率
除伐等	11～25年生	除伐A: 不用木の除去	定額 54,000円/ha
	11～25年生	除伐B1: 不良木の淘汰(初回間伐)	定額 35,000円/ha
	11～35年生	除伐B2: 不良木の淘汰(平均胸高直径18cm未満)	定額 35,000円/ha

再造林及びシカ被害防護施設に対する支援制度

■森林資源再生支援事業(県事業)……造林事業への高上げ

作業種	補助要件等	補助率
再造林	造林補助事業で採択された人工造林及び附帯施設等整備(鳥獣害防止施設等整備)とする。 ただし、シカ被害防護施設については、再造林と一体的に実施するものとする。	22%以内(造林補助率68%の場合は、 合わせて90%となる。)
シカ被害防護施設		

お問い合わせ先

高知県 林業振興・環境部 林業改革課(間伐担当) ☎088-821-4602

安芸林業事務所 ☎0887-34-1181 須崎林業事務所 ☎0889-42-2371 中央西林業事務所 ☎088-893-3612
嶺北林業振興事務所 ☎0887-82-0162 中央東林業事務所 ☎0887-53-0655 幡多林業事務所 ☎0880-35-5977

■もしくは、お近くの市町村、森林組合までお問い合わせください。



火災 救急は119

～ 消すまでは 心の警報 ONのまま ～

老朽した消火器による破裂事故に注意を!

火器による破裂事故が発生しています。

消火器は火災時の初期消火に非常に有効ですが、老朽し腐食した消火器を使用すると思わぬ事故が起こります。

事故を起こさないために、そして、いざというとき有効に使用できるよう消火器の適正な管理と日常的な点検を行ってください。

どうして破裂するの？

消火器の内部には圧縮された高圧ガスボンベが内蔵されており、消火器のレバーを握ると高圧ガスボンベが破られ、本体容器の内部にガスが充満し、その圧力で消火薬剤が放出される仕組みになっています。

本体容器にサビや腐食、変形があると、その部分がガスの圧力に耐えられなくなり破裂します。

破裂の恐れのある消火器ってどんなの？

- ・ 容器(底部、側面、溶接部など)にサビや腐食がある
- ・ 容器にへこみや変形がある
- ・ 製造メーカーが定める「使用期限」又は「耐用年数」を経過している

消火器の管理方法って？

- ・ 水がかかる場所、湿気のある場所に設置しない。
- ・ 直射日光のあたる場所、温度変化の大きい場所に設置しない。
- ・ 風雨にさらされる場所に設置しない。
(屋外に設置する場合には専用のボックスに収納する。)
- ・ 時々点検し、腐食やキズがないか確認する。

消火器を廃棄するには？

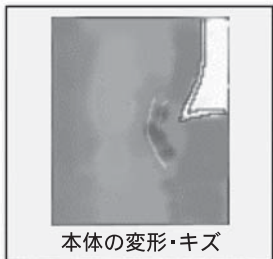
老朽化消火器の処分方法についてですが、消火器の処分は(社)日本消火器工業会が行っています。詳しくは、下のホームページをご参照のうえ、お近くの引き取り窓口へお問い合わせください。

(社)日本消火器工業会(消火器リサイクル推進センター)

TEL 03-5829-6773 ホームページ <http://ferpc.jp/>

※リサイクルシール代及び運送・保管費用等が必要になる場合があります。

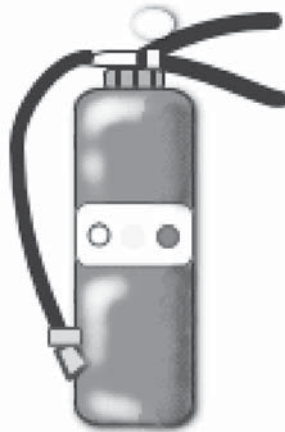
老朽化した消火器の特徴



本体の変形・キズ



ホースのひび割れ



老朽化した消火器の特徴



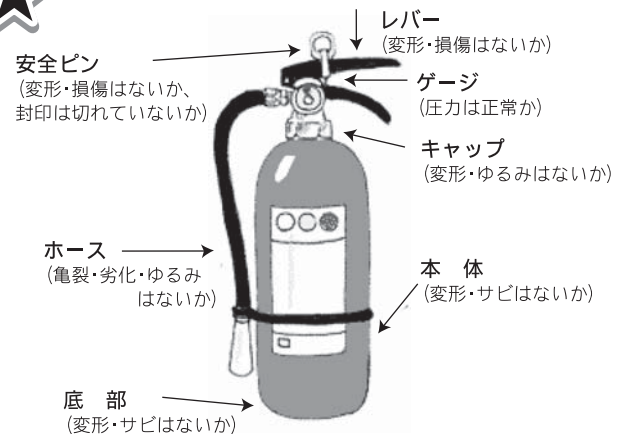
あばた状の腐蝕



溶接部とその周辺の腐蝕

★日常のチェックポイント★

- 安全ピンはついていますか。
- キャップはゆるんでいませんか。
- 容器にサビや変形などはありませんか。
- ホースに詰まりやひび割れはありませんか。
- 圧力ゲージのついているものは、圧力を示す針が規定値内(緑色の範囲)にありますか。



住宅用火災警報器の設置について

改正消防法が施行され、既存住宅の、寝室や階段上に**住宅用火災警報器**の設置が義務付けられています。電気店・ホームセンター・ガス販売店で、2,000円～15,000円前後で販売しております。取り付けは商品付属の説明書に従っていただければ、**簡単に取り付け出来ます。**

住宅用火災警報器についてのお問い合わせ先
 幡多西部消防組合三原分署 予防係 TEL0880-46-2629

*** 注意 ***

住宅用火災警報器を取り付けて無いからといって、罰則があるわけではありません。罰則があるかのように言って、訪問販売する悪徳業者には十分に注意して下さい。



火災警報器

性能・種類によって異なりますが、3,000円程度から販売されています。



幡多広域消費生活センターだより

お知らせ

消費生活センター相談のご案内

幡多広域消費生活センターでな幡多地域在住の皆様を対象に、商品やサービスの契約・解約のトラブル、商品の危険・安全性など消費生活に関する相談を受け付けています。トラブルが発生したときは、すぐに相談することが重要です。

消費生活相談の具体的な利用方法

Q1. どんなことを相談できるの？

A1. たとえば、こんな相談です

- ① ケータイへ身に覚えのない請求メールが届いた
- ② 友人に勧められ会員になり、健康食品を買ったが返品したい
- ③ 業者が突然自宅を訪問して、貴金属などを安く買い取られた
- ④ サラ金からお金を借りたが返済ができない

Q2. 誰でも相談ができるの？

A2. 幡多地区在住・在勤・在学の方が対象です

Q3. 家族や近所の方の事も相談できるの？

A3. 本人からの相談が原則です

近所の方や同居の家族の相談は、一般的なアドバイスの後、改めて本人からの相談をお願いしています。

Q4. センターへ電話をかけると？ (来所相談も受け付けています)

A4. 相談員が相談内容を伺います。事実関係をできるだけ正確にお話してください。

相談は無料、秘密厳守です。

安心してご相談ください
月～金曜日 9:00～17:00

祝日・年末年始を除く

☎ 0880-34-6301

FAX0880-34-6295

契約トラブルの場合は・・・

- きっかけ (電話・来訪・通信販売)
- いくらで (契約金額・いくら払ったか)
- いつ (契約日)
- どここと (販売会社名・クレジット会社)
- どこで (家で・店で)
- どうしたいか (契約をやめたい・返品したい)
- 何を (契約商品・サービス名)

ご存じですか! Q&A パートタイム労働法

Q アルバイトとして働いています。パートタイム労働法の対象とはならないのか？

A パートタイム労働法では、「短時間労働者 (パートタイム労働者)」を「1週間の所定労働時間が同一の事業所の通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」と定めています。
例えば、「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」「準社員」など、呼び方は異なっても、この条件に当てはまる労働者であればパートタイム労働者の対象となります。

パートタイム労働法についてのお問い合わせは

高知労働局雇用均等室
☎ 088-885-6041

第6回 高知大学農学部演習林 トレイルランニングレース2013

お知らせ

高知大学農学部演習林では、教育・研究の為に整備された林道、作業道、歩道を活用し森林を駆け回るトレイルランニングレースを開催します。森林の中を各々のペースで走り抜け、森林・林業を肌で感じてみませんか？

と き：7月7日 (日) 受付開始8:30～ スタート9:45

と ころ：高知大学演習林 (嶺北フィールド)
香美市土佐山田町上穴内

種 目：個人；男・女 (約14km)、団体 (3名/チーム)
男子・女子・混合

参加資格：18歳以上の自身で健康管理に留意出来る方。

定 員：150名

参 加 料：2000円 (保険料、参加賞等)

申し込み締め切り：6月21日 (金)

申し込み方法：

郵便振替用紙に必要事項を記入し参加料を指定の口座に振り込んでください。

詳細・要項：高知大学演習林ホームページ

<http://www.cc.kochi-u.ac.jp/~tukamoto/>

主 催：高知大学農学部

後 援：香美市・高知新聞社・RKC高知放送・FM高知

申 込 先
お 問 合 せ

高知大学農学部 附属暖地

フィールドサイエンス教育研究センター

Tel:088-864-5199 Fax:088-864-5210

E-mail:fsc-forest@kochi-u.ac.jp

お知らせ

人権擁護委員制度を御存知ですか。 6月1日は人権擁護委員法が施行された日です

「人権」とは「人が幸せに生活するために必要な権利」です。

人権擁護委員は、地域住民の皆さんが、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったり、法務局や市役所などの公共施設、デパート等において、家庭や職場、地域社会などにおいての差別・セクハラ・DV・いじめ等の人権相談を受けています。一人で悩まずお気軽に法務局又は人権擁護委員にご相談ください。無料・秘密厳守で相談に応じます。

なお、現在、高知県内では約180名の人権擁護委員が、各地域で活動しています。

三原村の人権擁護委員は、次の方々です。

三原村狼内	津野 寿雄
三原村亀ノ川	山川 政幸

お知らせ

弁護士資格のある人権擁護委員による 人権相談所開設について

相談時間一人30分以内。
相談は無料
秘密は厳守します。

金銭の貸し借り、相続、借地・借家、結婚・離婚、セクハラ、DV、いじめ、児童虐待など人権に関するご相談について、次の日程により、弁護士資格のある人権擁護委員が人権相談をお受けします。一人で悩まず、ご相談ください。

開設日：奇数月の第2水曜日 平成25年7月10日(水)・平成25年9月11日(水)
以降 奇数月第2水曜日

時間：午後1時00分から午後3時00分まで

開催場所：高知地方法務局四万十支局(四万十市右山五月町3番12号中村地方合同庁舎2階)

その他：事前のご予約が必要です。電話又はファクスで高知地方法務局四万十支局
(☎0880-34-1600、FAX0880-34-1601)までご予約ください。

なお、日時が変更となる場合がありますので、ご予約の際にご確認ください。

お問い合わせ 高知地方法務局四万十支局(☎0880-34-1600)総務係

お知らせ

・・・防衛省 平成25年度各種自衛官採用試験案内・・・

募集種目	受付期間	1次試験期日	受験資格等	試験会場
自衛官候補生 (男・女) (任期制自衛官)	男子：受付中	受付時にお知らせ します。	採用予定月の1日現在 18歳以上27歳未満 ※任期満了時に特例 退職手当があります。	四万十市防災 センター及び 高知駐屯地
	女子：8月1日から 9月6日	9月24日(火)		高知駐屯地
一般曹候補生 (非任期制自衛官)	8月1日から 9月6日	男女共通 (一次試験) 9月16日(月)	26年4月1日現在 18歳以上27歳未満	四万十市 防災センター
航空学生 (パイロット養成)	8月1日から 9月6日	男女共通 (一次試験) 9月21日(土)	26年4月1日現在 高卒以上21歳未満	太平洋学園
防衛医科大学校 看護学科学生	9月5日から 9月30日	男女共通 (一次試験) 10月19日(土)	26年4月1日現在 高卒以上21歳未満	高知学芸進学 アカデミー
その他：防衛大学校学生(前期)及び防衛医科大学校学生 (26年4月1日現在高卒以上21歳未満) 受付 (9月5日から9月30日)				

お問合せ先：自衛隊四万十地域事務所 電話 0880-35-3096

国際交流員の

チェイス・ハーディです 22

皆さんこんにちは！！

だんだん暖かくなってきました。

最近、オーストラリアに帰るまでの間に三原のきれいな自然をゆっくり楽しみたいと思っています。



3年半前、三原に来たときからよく冗談で「スワローで結婚する」と言いましたが、4月13日、本当にそうになりました。地域の方々が力を貸してくれ、立派な結婚祝賀会を計画してくれました。当日は、三原と学校や教育委員会からたくさんの方が来てくれて、一生忘れない、自分たちでは絶対にできない、楽しい日となりました。

幸せなことに、4月7日からオーストラリアから母も三原に来ていたので、祝賀会に参加できました。日本の結婚式を見たことがない母も幡多風の結婚祝いに参加して、とても喜んでいました。私も、この4年間の間にたくさんの人のお世話になったんだと実感し、幸せを感じました。4年間、たくさんの人と過ごした三原は私にとって、日本の故郷という感じがしています。オーストラリアに帰るまであと数ヶ月ですが、帰国準備をしながら、最後まで頑張りたいと思っています。よろしくお願いします!!



献杯も無事にできました



三原に牧師さんも見つけました



最後の太刀踊り



愛宕神社前の家族